

令和3年度 第2回福井市国民健康保険運営協議会(書面開催)

日 時: 令和4年1月26日(水) ~令和4年2月3日(木)

会 議 次 第

1 諮 問

2 議 事

報告事項

令和4年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について(資料1) P1

協議事項

(1)諮問事項

令和4年度国民健康保険税の税率(案)について(資料2) P2

(2)その他の協議事項

① 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について(資料3) P3

② 令和3年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について(資料4) P5

③ 令和4年度福井市国民健康保険特別会計予算について(資料5) P6

④ 国民健康保険上味見診療所の運営体制の見直しについて(資料6) P7

⑤ 保健事業等の主な取組みについて(資料7) P8

福井市国民健康保険運営協議会委員名簿

（任期：令和元年6月21日～令和4年6月20日）

選出区分	所 属	氏 名
被保険者代表	み な み 地 区	山 ^{ヤマ} 田 ^ダ 陽 ^{ヨウ} 子 ^コ
	あ ず ま 地 区	柿 ^{カキ} 中 ^{ナカ} 絹 ^{キヌ} 江 ^エ
	川 西 地 区	上 ^{ウエ} 山 ^{ヤマ} 幸 ^{ユキ} 美 ^ミ
	あ た ご 地 区	千 ^チ 田 ^ダ マ リ
国民健康保険医 及び同薬剤師代表	（一社）福井市医師会	田 ^タ 中 ^{ナカ} 章 ^{アキ} 善 ^{ヨシ}
	（一社）福井市医師会	村 ^{ムラ} 北 ^{キタ} 肇 ^{ハジメ}
	（一社）福井市歯科医師会	堀 ^{ホリ} 江 ^エ 謙 ^{ケン} 一 ^{イチ}
	（一社）福井市薬剤師会	上 ^{ウエ} 原 ^{ハラ} 敏 ^{サトシ}
公 益 代 表	福井市自治会連合会	◎ 辻 ^{ツジ} 元 ^{ハジメ}
	福井市社会福祉協議会	高 ^{タカ} 畑 ^{ハタ} 和 ^{カズ} 子 ^コ
	福井市老人クラブ連合会	井 ^{イノ} 上 ^{ウエ} 美 ^ミ 智 ^チ 子 ^コ
	福井市連合婦人会	○ 田 ^{タム} 村 ^ラ 洋 ^{ヨウ} 子 ^コ
被用者保険者代表	セーレン健康保険組合	竹 ^{タケ} 内 ^{ウチ} きよみ
	全国健康保険協会 福井支部	溝 ^{ミソ} 渕 ^{フチ} 文 ^{フミ} 宏 ^{ヒロ}

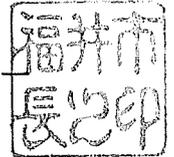
◎会長 ○副会長



保年第438号
令和4年1月17日

福井市国民健康保険運営協議会会長 様

福井市長 東村新



諮 問 書

本市では、県から提示される国保事業費納付金及び標準保険料を参考に、国民健康保険特別会計について単年度収支の均衡を保つよう、毎年度適切な保険税率を設定しています。

このたび、令和4年度について県の提示がありましたので、国民健康保険税の税率の改正を予定しています。

つきましては、福井市国民健康保険条例施行規則第3条第2号の規定に基づき、下記のとおり貴協議会に諮問しますので、ご審議の上、答申くださいますようお願いいたします。

記

【諮問事項】

令和4年度国民健康保険税の税率について

令和4年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について

県より、国から示された係数及び福井県国保運営方針等で定めた方法により令和4年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果の提示がありました。

1 令和4年度納付金額の概要（県全体）

令和4年度納付金額を令和3年度と比較すると、約3.8億円の減少。

(単位:百万)

	令和3年度本算定	令和4年度本算定	増減
保険給付費	51,815	50,317	▲ 1,498
+ 後期高齢者支援金	8,271	8,095	▲ 176
+ 介護納付金	2,942	2,816	▲ 126
- 前期高齢者交付金	26,255	23,748	▲ 2,507
- その他公費等	18,269	18,742	473
- 決算剰余金	414	1,029	615
納付金	18,090	17,709	▲ 381

- ・県の被保険者数は0.5万人減。※4年度 13.3万人 ← 3年度 13.8万人
(市の被保険者数は1,710人の減。4年度 41,246人 ← 3年度 42,956人)
- ・福井県における令和2年度決算剰余金の活用 約10.2億円

2 令和4年度国保事業費納付金及び標準保険料総額

国保事業費納付金を支払うために被保険者に賦課すべき国保税額である標準保険料総額は約1億円減少。

国保事業費納付金・保険料総額推移

(単位:円)

	3年度本算定	4年度本算定	増減
国保事業費納付金	5,621,565,432	5,461,396,670	▲ 160,168,762
標準保険料総額 (納付金の支払のために賦課すべき国保税額)	5,081,740,061	4,976,545,608	▲ 105,194,453

3 令和4年度標準保険料

(1)一人当たりの標準保険料

令和4年度の一人当たり標準保険料の本算定額は120,655円で、
令和3年度当初賦課の一人当たり保険料124,271円より3,616円低い。

1人当たり標準保険料推移

	被保険者数 (一般) 令和4年度推計 (人)	標準保険料総額 (円)	一人当たり標準保険料 (保健事業等加算後および収納率調整後)			
			令和3年度 当初賦課 (円)A	令和4年度 本算定額 (円)B	増減額 (円)B-A	増減率 (%) (B-A)/A
福井市	41,246	4,976,545,608	124,271	120,655	△ 3,616	△ 2.9

(2)県提示の標準保険料率と現行税率との比較

県が示す標準保険料率は、所得割:均等割:平等割の賦課割合を概ね50:35:15で設定されている。

令和4年度標準保険料率

区分	所得割		被保険者 均等割		世帯別 平等割		賦課割合		
	現行との差		現行との差		現行との差		所得割	均等割	平等割
医療分	(▲ 1.51%)	6.59%	(▲ 1,794円)	27,806円	(+ 1,031円)	18,431円	49.90	34.74	15.36
後期支援分	(▲ 0.43%)	2.48%	(+ 1,352円)	10,252円	(+ 1,196円)	6,796円	49.82	34.80	15.38
介護分	(▲ 0.09%)	2.46%	(+ 3,975円)	13,075円	(+ 863円)	6,463円	49.95	34.94	15.11
医療+後期	(▲ 1.94%)	9.07%	(▲ 442円)	38,058円	(+ 2,227円)	25,227円			
医療+後期+介護	(▲ 2.03%)	11.53%	(+ 3,533円)	51,133円	(+ 3,090円)	31,690円			

現行の保険税率

区分	所得割		被保険者 均等割		世帯別 平等割		賦課割合		
	現行との差		現行との差		現行との差		所得割	均等割	平等割
医療分		8.10%		29,600円		17,400円	52.96	34.24	12.80
後期支援分		2.91%		8,900円		5,600円	56.20	31.28	12.52
介護分		2.55%		9,100円		5,600円	56.01	28.61	15.38
医療+後期		11.01%		38,500円		23,000円			
医療+後期+介護		13.56%		47,600円		28,600円			

令和 4 年度国民健康保険税の税率（案）について

1 国保税改定方針

(1) 基本的な方針

国保会計の単年度収支の均衡を保つよう毎年度、県が示す標準保険料を参考として、適切な保険料率を設定する。

(2) 将来的な保険料水準の統一に向けた対応

令和3年3月に発表された第2期福井県国保運営方針において、将来的な保険料水準の統一に向けて各市町の税率を標準保険料率に近づけていく必要が示されている。

現行税率の賦課割合は、標準保険料率と比べると、応能割(所得割)が高く、応益割(均等割・平等割)が低いため、低所得者の負担を勘案しながら標準保険料率の賦課割合に近づける。

2 現行税率での賦課状況と県提示の1人当たり標準保険料

県が提示した賦課すべき標準保険料総額を、令和4年度被保険者数(見込み)で割った1人当たり標準保険料は120,655円で、3年度当初賦課の1人当たり調定額より3,616円低い結果となっている。

また、1人当たり標準保険料の内訳については、医療分は3年度当初賦課額を下回り、後期支援分、介護分は上回る結果となっている。

上記の状況から、税率の引き下げを検討し、県が提示した標準保険料率に近づけながら、所得割:均等割:平等割の賦課割合を50:35:15に調整していく必要がある。

3年度当初賦課と4年度1人当たり標準保険料比較 (単位:円)

	3年度当初賦課(A)	4年度本算定(B)	差((B)-(A))
1人当たり保険料	124,271	120,655	▲ 3,616
医療分	86,444	80,022	▲ 6,422
後期支援分	28,450	29,456	1,006
介護分	9,377	11,177	1,800

3 本市の令和4年度の税率（案）

県が示す一人当たり標準保険料と同額を賦課し、また、各区分毎の必要額を賦課するために、下記のとおり税率改定を行う。

低所得者の負担が増加しないよう均等割・平等割を全体で調整し、賦課割合についても現行税率よりも標準保険料の賦課割合に近づける。

令和4年度税率（案）

区 分	所得割	現行との差	被保険者均等割		世帯別平等割		賦課割合		
			現行との差	現行との差	現行との差	所得割	均等割	平等割	
医療分	7.20%	(▲ 0.90%)	27,000円	(▲ 2,600円)	16,200円	(▲ 1,200円)	52.78	34.22	13.00
後期支援分	2.80%	(▲ 0.11%)	9,600円	(+ 700円)	6,000円	(+ 400円)	53.74	33.07	13.19
介護分	3.00%	(+ 0.45%)	11,000円	(+ 1,900円)	6,400円	(+ 800円)	54.91	29.89	15.20
医療+後期	10.00%	(▲ 1.01%)	36,600円	(▲ 1,900円)	22,200円	(▲ 800円)			
医療+後期+介護	13.00%	(▲ 0.56%)	47,600円	(+ 0円)	28,600円	(+ 0円)			

4 税率改定の影響

案のとおり改定を行った場合、医療分・後期支援分・介護分の全てが賦課される40歳から64歳までの被保険者については、均等割・平等割で増減は発生しないが、所得割を引き下げているため、保険税全体では負担が減少する。(例1参照)

介護分が賦課されない40歳から64歳を除く被保険者については、所得割・均等割・平等割ともに引き下げているため、保険税全体で負担が減少する。(例2参照)

【例1】40歳代の2人世帯(夫:給与収入450万円、妻:給与収入450万円)

	改定前			改定後			増減	▲ 52,700円 (▲ 6.1%)
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分		
所得割額	442,260円	158,886円	139,230円	393,120円	152,880円	163,800円		
均等割額	59,200円	17,800円	18,200円	54,000円	19,200円	22,000円		
平等割額	17,400円	5,600円	5,600円	16,200円	6,000円	6,400円		
計(※)	518,800円	182,200円	163,000円	463,300円	178,000円	170,000円		
年税額	864,000円			811,300円			増減	▲ 52,700円 (▲ 6.1%)

※各区分毎に百円未満切り捨て。

限度額はそれぞれ医療分63万円、後期支援分19万円、介護分17万円。

【例2】65歳以上の2人世帯(夫:厚生年金収入130万円、妻:厚生年金収入130万円)

※所得が低額のため、均等割・平等割を7割軽減

	改定前			改定後			増減	▲ 1,400円 (▲ 4.7%)
	医療分	後期分	介護分	医療分	後期分	介護分		
所得割額	0円	0円		0円	0円			
均等割額	17,760円	5,340円		16,200円	5,760円			
平等割額	5,220円	1,680円		4,860円	1,800円			
計(※)	22,900円	7,000円		21,000円	7,500円			
年税額	29,900円			28,500円			増減	▲ 1,400円 (▲ 4.7%)

福井市市税賦課徴収条例の一部改正について

1 改正の理由

令和4年度の国民健康保険税について、県より示された標準保険料を参考として、国保会計の収支の均衡を保つよう税率等の改定を行うため、また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、未就学児に係る均等割額の減額措置を導入するため、さらに、その他所要の規定の整備を行うため、条例の一部を改正する。

2 改正の内容

(1) 税率等の改定

- ① 税率の改定（第120条第1項、第122条、第122条の2、第122条の3、第122条の5、第122条の6、第122条の7、第122条の9、第122条の10）

区	分	改正前	改正後	増減
医療保険分	所得割	8.10%	7.20%	▲0.90%
	被保険者均等割	29,600円	27,000円	▲2,600円
	世帯別平等割	17,400円	16,200円	▲1,200円
後期高齢者支援金等分	所得割	2.91%	2.80%	▲0.11%
	被保険者均等割	8,900円	9,600円	+700円
	世帯別平等割	5,600円	6,000円	+400円
介護保険分	所得割	2.55%	3.00%	+0.45%
	被保険者均等割	9,100円	11,000円	+1,900円
	世帯別平等割	5,600円	6,400円	+800円
合計	所得割	13.56%	13.00%	▲0.56%
	被保険者均等割	47,600円	47,600円	±0円
	世帯別平等割	28,600円	28,600円	±0円

- ② 税率改定に伴う保険税の軽減額の改正（第128条第1項）

所得合計が一定基準*以下の場合に実施している、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る7・5・2割の軽減措置について、税率改定に合わせ、それぞれの軽減額を改正する。

※ 7割軽減基準額：43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

5割軽減基準額：43万円+(28.5万円×被保険者等)+10万円×(給与所得者等の数-1)

2割軽減基準額：43万円+(52万円×被保険者等)+10万円×(給与所得者等の数-1)

軽減額（7割軽減）

区	分	改正前	改正後	増減
医療保険分	被保険者均等割	20,720円	18,900円	▲1,820円
	世帯別平等割	12,180円	11,340円	▲840円
後期高齢者支援金等分	被保険者均等割	6,230円	6,720円	+490円
	世帯別平等割	3,920円	4,200円	+280円
介護保険分	被保険者均等割	6,370円	7,700円	+1,330円
	世帯別平等割	3,920円	4,480円	+560円

軽減額（5割軽減）

区	分	改正前	改正後	増減
医療保険分	被保険者均等割	14,800円	13,500円	▲1,300円
	世帯別平等割	8,700円	8,100円	▲600円
後期高齢者支援金等分	被保険者均等割	4,450円	4,800円	+350円
	世帯別平等割	2,800円	3,000円	+200円
介護保険分	被保険者均等割	4,550円	5,500円	+950円
	世帯別平等割	2,800円	3,200円	+400円

軽減額（2割軽減）

区	分	改正前	改正後	増減
医療保険分	被保険者均等割	5,920円	5,400円	▲520円
	世帯別平等割	3,480円	3,240円	▲240円
後期高齢者支援金等分	被保険者均等割	1,780円	1,920円	+140円
	世帯別平等割	1,120円	1,200円	+80円
介護保険分	被保険者均等割	1,820円	2,200円	+380円
	世帯別平等割	1,120円	1,280円	+160円

- (2) 未就学児に係る均等割額の減額措置の導入（第128条第2項）

① 対象者

全世帯の未就学児

② 対象となる保険税

令和4年度以後の均等割保険税（医療保険分+後期高齢者支援金等分）

③ 減額の割合

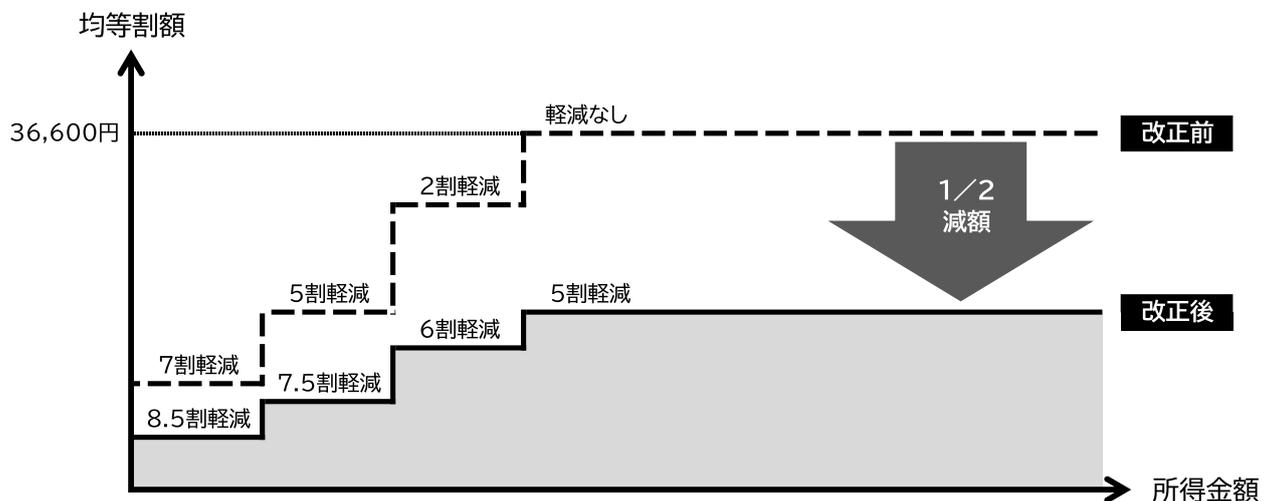
未就学児に係る均等割保険税について、その2分の1を減額

(軽減措置が講じられている世帯の未就学児については、軽減後の額を2分の1減額)

世帯区分	改正前		改正後
軽減なし	36,600円 ※	➔ 1/2 減額	18,300円 (5割軽減)
7割軽減	10,980円		5,490円 (8.5割軽減)
5割軽減	18,300円		9,150円 (7.5割軽減)
2割軽減	29,280円		14,640円 (6割軽減)

※ 医療保険分 27,000円 + 後期高齢者支援金等分 9,600円

均等割額の減額イメージ



(3) 所要の規定の整備

- ① 規定の明確化 (第120条、第122条、第122条の2、第128条第1項、第128条の2、附則第25条の2、附則第25条の3)
- ② 引用条項の修正 (第122条の2、第128条第1項、第128条の2、附則第20条、附則第20条の6、附則第21条、附則第23条、附則第23条の2、附則第24条、附則第25条、附則第25条の2、附則第25条の3、附則第25条の4、附則第25条の5)
- ③ 不要な規定の削除 (第122条の3)

3 施行期日 令和4年4月1日

令和3年度 福井市国民健康保険特別会計3月補正予算(案)

(単位：千円)

科 目	補正前の 予算額 (A)	補正予算額 (B)	補正後の 予算額 (A+B)	主な要因
繰越金	0	362,717	362,717	
諸収入	1	45,700	45,701	国保連合会からの返還金
補正されなかった 科目にかかる額	22,002,912		22,002,912	
歳入合計	22,002,913	408,417	22,411,330	
基金積立金	50,010	350,000	400,010	国民健康保険基金積立金
諸支出金	5,913	58,417	64,330	令和2年度保険給付費等交付金確定に伴う返還金
補正されなかった 科目にかかる額	21,946,990		21,946,990	
歳出合計	22,002,913	408,417	22,411,330	

令和4年度 福井市国民健康保険特別会計予算（案）

（単位：千円）

科 目	4年度 当初予算 (A)	3年度 当初予算 (B)	増 減 (A-B)	主な要因
国民健康保険税	4,270,962	4,197,441	73,521	新型コロナウイルスの影響からの正常化に伴う増収
現年度分	4,027,797	3,895,617	132,180	
滞納繰越分	243,165	301,824	△ 58,659	
県支出金	15,621,039	15,958,531	△ 337,492	保険給付費の減に伴う保険給付費等交付金の減
繰入金	1,593,067	1,731,754	△ 138,687	国民健康保険基金繰入金の皆減
その他	110,932	117,274	△ 6,342	
歳入合計	21,596,000	22,005,000	△ 409,000	
保険給付費	15,508,976	15,756,635	△ 247,659	被保険者数の減少による保険給付費の減
保健事業費	199,320	192,150	7,170	
国保事業費納付金	5,461,398	5,621,567	△ 160,169	被保険者数の減少による国保事業費納付金の減
医療給付費分	3,682,125	3,773,331	△ 91,206	
後期高齢者支援金分	1,302,481	1,336,991	△ 34,510	
介護納付金分	476,792	511,245	△ 34,453	
その他	426,306	434,648	△ 8,342	
歳出合計	21,596,000	22,005,000	△ 409,000	

国民健康保険上味見診療所の運営体制の見直しについて

1 国民健康保険上味見診療所

国民健康保険の保険者（福井市）が設置する施設で、地域住民の健康増進、健康管理及び疾病等の治癒を図ることを目的に、旧美山町時代に無医地区である上味見地区に設置された。

2 見直し前の状況

- ・毎週木曜日の午後に診療所（内科）を開設していたが、美山地区の人口減少のため、年々受診者数が減少しており、受診者数0人の診療日もあった。
- ・受診理由は主に慢性疾患で、受診間隔は月に1回程度であった。
- ・診察日には市内医療機関から医師を1名派遣して診療業務を行っていた。

<受診者数の推移>

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
診療日数	49	49	50	50	51	47	45	48	49	49
延べ人数	322	355	298	256	190	127	116	132	121	126
人／日	6.6	7.2	6.0	5.1	3.7	2.7	2.6	2.8	2.5	2.6

3 運営体制の見直しについて

- ・令和3年9月から、国民健康保険上味見診療所を休止し、代わりに市と地元の民間診療所との間で医師派遣の協定書を取り交わし、巡回診療を行う体制に変更した。
- ・地区住民からの信頼も厚い地元の民間診療所による診療体制に変更したことで、訪問診療など臨機応変な対応が可能な体制とした。
- ・受診者数の実態に合わせて開設日数を縮小した。（毎週開設→月2回開設）

	変更前	変更後
運営体制	市直営	民間診療所による巡回診療 (市と協定)
会計	国民健康保険診療所特別会計	一般会計
基金	基金対象	基金対象
開設日	毎週木曜	第1・3金曜

4 国民健康保険診療所特別会計の廃止及び診療所基金条例の一部改正

- ・国民健康保険上味見診療所を休止し、民間診療所による巡回診療に変更したことで、会計処理上、上味見診療所に関する予算を特別会計から一般会計に移行する。これに伴い、国民健康保険診療所特別会計を廃止する。
- ・変更後の事業にも基金を充当するため、福井市国民健康保険診療所基金の設置の目的を変更する。
- ・廃止及び改正の施行期日は、福井市議会3月定例会の審議を経て、本年4月1日とする。

保健事業等の主な取組みについて

☆ポイント

特定健康診査

- ・受診率は、対前年度比 2.5%増加

特定保健指導

- ・実施率は、対前年度比 2.9%減少

ジェネリック医薬品使用促進

- ・使用率は、対前年度比 0.4%減少

令和4年度の主な取組み予定

- ・特定健診未受診者に対し、通知による受診勧奨
- ・ショッピングセンター等での追加健診を3回実施

1 特定健康診査

(1)受診状況(12月末現在)

特定健診対象者数 35,453人(R2:35,764人)

目標受診率 41% (部局マネジメント)

年度	R3年度	R2年度	前年度同期比
区分	受診者数(実績)	受診者数(実績)	
個別健診	3,887人	3,741人	146人
拠点健診	2,818人	2,126人	692人
巡回健診	98人	91人	7人
計	6,803人	5,958人	845人
受診率	19.2%	16.7%	2.5%

※法定報告では、特定健診対象とならない人(妊産婦、拘禁者等)を対象者数から除外し報告するためマネジメントの目標に近い数字になる。

○令和2年度 部局マネジメント目標受診率 39%
法定報告受診率 26.8%

(2)主な取組み

① 自己負担金無料化

指定年齢者(40・45・50・55・60・65・70歳)及び市民税非課税世帯の自己負担金無料化を実施

② 特定健診とがん検診の受診券を左綴じの同一冊子とし、2回(5月27日、6月11日)に分けて送付

③ 広報

- ・「ふくチャンネル」CM放送(通年)
- ・市政広報5月10日号掲載
- ・特定健診啓発ポスター掲示 325箇所(各公民館・指定医療機関・薬局・市県施設・団体等)
- ・行政情報モニター放送(市民ホール及びエレベーターホール設置)

- ④ 新規健診対象の 40 歳の人に対し、健診パンフレットの送付による受診勧奨(321 通)
- ⑤ 市医師会との連携による受診勧奨リーフレット配布(5,290 部)
- ⑥ 受診勧奨文面入り(裏面)封筒による保険証送付(27,692 通)
- ⑦ 7月までの新規国保加入者に対する受診券発送(137 通)
- ⑧ 未受診者に対する受診歴等に応じた受診勧奨通知発送(9 月 26,797 人)
- ⑨ 未受診者に対する再勧奨通知(1 月 12,710 人予定)
- ⑩ 在宅保健師による未受診者への電話勧奨 1,316 人(12 月末)
- ⑪ ショッピングセンター等での健診実施
(9/28 きらら館、10/25 エルパ、12/6 ベル、2/8 ベル予定)
- ⑫ 事業所健診結果提供依頼(1月～3月)

区 分	R元年度	R2 年度	R3 年度
事業所依頼数	773 事業所	368 事業所	準備中
情報提供人数	579 人	576 人	

- ⑬ 治療中の医療機関からの診療情報提供 (10 月～2月)

区 分	R元年度	R2 年度	R3 年度
情報提供人数	483 人	301 人	188 人 (11 月末現在)

2 特定保健指導

(1)実施状況(12月末現在)

特定保健指導目標実施率 33.0% (部局マネジメント)

区 分	動機付け支援	積極的支援	計	2 年度同期計
利用券送付数	463 人	116 人	579 人	536 人
初回面接実施者数 (うち当日面接)	87 人 (32 人)	15 人 (6 人)	102 人 (38 人)	110 人 (43 人)
初回面接実施率	18.8%	12.9%	17.6%	20.5%

○令和 2 年度 部局マネジメント目標実施率 31.6%
法定報告実施率 10.5%

(2)主な取組み

- ①自己負担金無料化
- ②人間ドック当選通知送付時に特定保健指導の利用勧奨チラシを同封(4 月)
- ③市医師会等による利用勧奨の協力及び国保連合会の在宅保健師による未利用者への勧奨を実施
- ④利用勧奨後に、特定保健指導を利用しない人へ再勧奨通知送付
- ⑤健診当日に、対象者に対し、特定保健指導の一部を実施(12 月末現在 38 人)
- ⑥啓発ポスター(健診機関 123 箇所)の掲示

3 一日人間ドック助成状況

・一日人間ドック

年度	定員	受診者	備考
R元	1,000人	808人	優先要件を満たした者:223人 優先要件は満たしていない者:585人
R2	1,000人	695人	優先要件を満たした者:329人 優先要件は満たしていない者:366人
R3	1,100人	859人 (受診予定者数)	優先要件を満たした者:309人 優先要件は満たしていない者:550人

・脳ドック(30年度からMMSEを追加)

年度	定員	計
R元	160人	127人
R2		97人
R3		131人 (受診予定者数)

4 ジェネリック医薬品使用促進

(1)使用状況

目標使用率(数量ベース年度平均)80.0%

年度	元年度12月末	2年度12月末	3年度12月末
使用率	77.6%	79.5%	79.1%

(2)主な取組み

- ①ジェネリック医薬品と先発薬との差額通知書の送付 (12月末現在 6,461 通送付)
(500円以上の差額、年6回奇数月送付)
- ②保険証送付時にジェネリック医薬品希望シールを同封 (7月 28,812 通)